

2025 年第 34 週の報告です。お盆休みも明け、報告数も通常に戻ってきました。

伝染性紅斑は全国、京都府（全体）とも今週も警報レベルが続いています。保健所別では山城北・中丹東と丹後は先週に引き続き、また山城南と中丹西が新たに警報レベルになりました。山城南では水痘の報告が定点当たり 1.00 件で注意報レベルになりました。COVID-19 の京都府の定点当たりの報告数は先週の 6.95 件から今週 9.80 件まで急上昇しています。

全数報告対象疾患は結核が 7 件、日本紅斑熱・レジオネラ症・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症・急性脳炎がそれぞれ 1 件、梅毒が 2 件、百日咳が 22 件報告されました。

伝染性紅斑と COVID-19 について今一度注意喚起します。

伝染性紅斑はヒトパルボウイルス B19 による感染症で、未就学児を中心に感染が見られます。両頬に紅斑（「りんごほっぺ」）が出現することが本疾患の特徴ですが、この時点では感染力はほぼありません。最も感染力が強いのは、紅斑が出る前の微熱やかぜ様症状がある時期です。

COVID-19 は小児から高齢者まで幅広い年代に感染が見られ、一般に、発症前 2 日から発症後 5 ～ 10 日くらいまで感染力のあるウイルスを排出するとされています。学校保健安全法では、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」が出席停止期間とされています。

どちらの疾患についても、夏休み明けは、幼稚園や学校等での感染拡大が懸念されます。これらの感染症の予防には、手洗い・手指消毒、適切な換気、マスクの着用など、基本的な感染予防対策が有効です。引き続き、個々の状況に応じた感染対策の実施にご協力いただきますようお願いいたします。